

大阪市条例第45号

大阪市印鑑条例の一部を改正する条例

大阪市印鑑条例（昭和49年大阪市条例第82号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前
（印鑑の登録） 第5条 〔略〕 〔2 略〕 3 <u>印鑑登録原票は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する。</u> （<u>印鑑登録証の交付</u>） 第6条 〔<u>①</u>〕 <u>区長は、前条の規定により印鑑の登録をしたときは、印鑑の登録を受けた者に対して、印鑑登録証を交付する。</u>	（印鑑の登録） 第5条 〔同左〕 〔2 同左〕 3 <u>前項第1号から第6号までに掲げる事項を登録する印鑑登録原票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する。</u> （<u>印鑑登録証等の交付</u>） 第6条 〔<u>①</u>〕 区長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者に対して、印鑑登録証を交付する。ただし、第1号に定める者であって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の法第30条の44第1項に規定する住民基本台帳

カード（以下「住民基本台帳カード」という。）の交付を受けているものが、印鑑登録証の交付に代えて、印鑑登録者識別カード（民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用するために必要となる印鑑の登録を受けている者を識別するための半導体集積回路を付したカードであって、大阪市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成26年大阪府条例第35号）の定めるところにより住民基本台帳カードを利用したものをいう。以下同じ。）の交付を求めたときは、区長は、印鑑登録者識別カードを交付することができる。

- (1) 前条の規定により印鑑の登録をしたとき 印鑑の登録を受けた者
- (2) 印鑑の登録を受けている者であって、住民基本台帳カードを印鑑登録証として利用しているもの又は印鑑登録者識別カードの交付を受けているものが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けたとき 個人番号カードの交付を受けた者

2 区長は、印鑑登録証又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

2 区長は、印鑑登録証又は個人番号カードの交付を受けることによりこれらのいずれ

等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けることによりこれらのいずれの交付も受けることとなる者（既にこれらのいずれの交付も受けている者を含む。）が希望したときは、印鑑登録証を交付せず、又は既に交付した印鑑登録証の返納を受けることができる。

[3 略]

（区間転入をした者に係る印鑑の登録）

第7条 印鑑の登録を受けている者が、法第24条の規定による届出と同時に法第22条第1項の規定による届出をしたときは、当該届出を受けた区長（以下「転入区の区長」という。）は、第3条の規定にかかわらず、当該印鑑の登録をする。この場合において、現に交付を受けている印鑑登録証は、前条の規定により転入区の区長が交付したものとみなす。

[削る]

の交付も受けることとなる者（既にこれらのいずれの交付も受けている者を含む。）が希望したときは、印鑑登録証を交付せず、又は既に交付した印鑑登録証の返納を受けることができる。

[3 同左]

（区間転入をした者に係る印鑑の登録）

第7条 印鑑の登録を受けている者が、法第24条の規定による届出と同時に法第22条第1項の規定による届出をしたときは、当該届出を受けた区長（以下「転入区の区長」という。）は、第3条の規定にかかわらず、当該印鑑の登録をする。この場合において、現に交付を受けている印鑑登録証又は印鑑登録者識別カード（以下「印鑑登録証等」という。）は、前条の規定により転入区の区長が交付したものとみなす。

（印鑑登録証等の切替え交付）

第8条 印鑑の登録を受けている者のうち、印鑑登録証の交付を受けているものであって住民基本台帳カードの交付を受けているものが印鑑登録者識別カードの交付を求めたときは、区長は、当該印鑑登録証に代えて、印鑑登録者識別カードの交付をすることができる。

2 印鑑の登録を受けている者のうち、印鑑登録者識別カードの交付を受けているものが印鑑登録証の交付を求めたときは、区長

(印鑑登録証の再交付の申請)

第8条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、当該印鑑登録証を区長に提出して、印鑑登録証の再交付を申請することができる。

(印章等の亡失の届出)

第9条 印鑑の登録を受けている者は、その登録に係る印章又は印鑑登録証を亡失したときは、直ちにその旨を区長に届け出なければならない。

(印鑑登録原票登録事項の変更)

第10条 [略]

(登録廃止の申請)

第11条 [略]

2 印鑑登録証の交付を受けている者が前項の規定による申請を行うときは、当該申請の際、当該印鑑登録証を添付しなければならない。

(登録の消除)

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、印鑑の登録を消除するものとする。

[(1) 略]

(2) 第9条の規定による届出があったとき

[(3)～(7) 略]

(印鑑登録証明の申請)

第13条 印鑑の登録を受けている者は、区長に対し、印鑑登録証又は個人番号カードを

は、当該印鑑登録者識別カードに代えて、印鑑登録証の交付をすることができる。

(印鑑登録証の再交付の申請)

第9条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときその他印鑑登録証の再交付が必要な場合として市規則で定めるときは、当該印鑑登録証を区長に提出して、印鑑登録証の再交付を申請することができる。

(印章等の亡失の届出)

第10条 印鑑の登録を受けている者は、その登録に係る印章又は印鑑登録証等を亡失したときは、直ちにその旨を区長に届け出なければならない。

(印鑑登録原票登録事項の変更)

第11条 [同左]

(登録廃止の申請)

第12条 [同左]

2 印鑑登録証等の交付を受けている者が前項の規定による申請を行うときは、当該申請の際、当該印鑑登録証等を添付しなければならない。

(登録の消除)

第13条 [同左]

[(1) 同左]

(2) 第10条の規定による届出があったとき

[(3)～(7) 同左]

(印鑑登録証明の申請)

第14条 印鑑の登録を受けている者は、区長に対し、印鑑登録証等又は個人番号カード

提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

- 2 前項の場合において、民間通信端末機器（民間事業者が設置し、かつ、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、公証に係る証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を使用して申請する際に提示することができる個人番号カードは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

[3 略]

（印鑑登録証明）

第14条 [略]

- 2 前項の証明は、第5条第2項第3号から第7号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。

第15条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録の証明をすることができない。

[(1) 略]

- (2) 印鑑登録証又は個人番号カードが著しく汚損し、又は毀損しているため識別

を提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

- 2 前項の場合において、民間通信端末機器を使用して申請する際に提示することができる個人番号カードは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。

[3 同左]

（印鑑登録証明）

第15条 [同左]

- 2 前項の証明は、印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録し、これをプリンターから打ち出したものを含む。）に第5条第2項第3号から第6号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。

第16条 [同左]

[(1) 同左]

- (2) 印鑑登録証等又は個人番号カードが著しく汚損し、又は毀損しているため識別

困難なとき 〔(3) 略〕 (代理申請等) <u>第16条</u> 第3条、<u>第8条</u>、<u>第11条</u>若しくは<u>第13条</u>の規定による申請（<u>同条</u>の規定による申請にあつては、市規則で定めるものを除く。）又は<u>第9条</u>の規定による届出を行おうとする者が、やむを得ない理由により自ら行うことができないときは、代理人によりこれを行うことができる。この場合において、第3条若しくは<u>第11条</u>の規定による申請又は<u>第9条</u>の規定による届出については、委任の旨を証する書面を添えなければならない。 2 <u>第8条</u>又は<u>第13条</u>の規定による申請について、印鑑の登録を受けている者以外の者により印鑑登録証を添えて申請がなされた場合は、当該申請は印鑑の登録を受けている者の授權による代理人の申請とみなす。 〔削る〕 <u>第17条</u>～<u>第20条</u> 〔略〕	が困難なとき 〔(3) 同左〕 (代理申請等) <u>第17条</u> 第3条、<u>第9条</u>、<u>第12条</u>若しくは<u>第14条</u>の規定による申請（<u>第9条</u>又は<u>第14条</u>の規定による申請にあつては、市規則で定めるものを除く。）又は<u>第10条</u>の規定による届出を行おうとする者が、やむを得ない理由により自ら行うことができないときは、代理人によりこれを行うことができる。この場合において、第3条若しくは<u>第12条</u>の規定による申請又は<u>第10条</u>の規定による届出については、委任の旨を証する書面を添えなければならない。 2 <u>第9条</u>又は<u>第14条</u>の規定による申請について、印鑑の登録を受けている者以外の者により印鑑登録証を添えて申請がなされた場合は、当該申請は印鑑の登録を受けている者の授權による代理人の申請とみなす。 <u>3</u> 第1項の規定により代理人が<u>第12条</u>の規定による申請を行う場合（同条第2項に規定する場合に限る。）であつて、市規則で定めるときは、同項の規定にかかわらず、印鑑登録証等の添付を要しない。 <u>第18条</u>～<u>第21条</u> 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年12月29日から施行する。ただし、第5条第3項及び第15条第2項の改正規定は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に印鑑の登録を受けている者であつて、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。)前にこの条例による改正前的大阪市印鑑条例(以下「改正前の条例」という。)第6条第1項ただし書又は第8条第1項の規定による印鑑登録者識別カード(改正前の条例第6条第1項ただし書に規定する印鑑登録者識別カードをいう。)の交付を受けていたものに対する当該印鑑登録者識別カードに代えた印鑑登録証の交付については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に印鑑の登録を受けている者であって、施行日前に改正前の条例第6条第1項ただし書に規定する住民基本台帳カードを印鑑登録証として利用していたものに対する印鑑登録証の再交付については、この条例による改正後的大阪市印鑑条例第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。